

担当課名	91 選挙管理委員会
------	------------

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿・選挙人名簿抄本
行政機関等の名称	選挙管理委員会
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	選挙管理委員会事務局
個人情報ファイルの利用目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙人名簿を作成するために利用する。</li> <li>・期日前投票、不在者投票、当日投票の受付事務を行うために利用する。</li> </ul>
記録項目	1基準日、2宛名番号、3世帯番号、4氏名、5住所、6郵便番号、7住民届出年月日、8住民異動年月日、9生年月日、10性別、11続柄、12本籍住所、13異動事由、14異動年月日、15届出年月日、16投票区、17名簿頁、18連番、19抹消年月日、20処理年月日、21二重登録有無、22登録日前抹消有無、23当日抹消有無、24強制削除有無、25転出予定住所、26転出予定郵便番号、27転出確定住所、28転出確定郵便番号、29法11条該当可否、30転入前住所、31転入前郵便番号、32法21条該当可否、33投票用紙交付状況、34投票用紙受理状況、35入場券返戻状況、36選挙ID
記録範囲	選挙人
記録情報の収集方法	総合行政システム 期日前投票受付 不在者投票受付 当日投票受付
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	他市区町村選挙管理委員会、さいたま地方裁判所、さいたま第一検察審査会、さいたま第二検察審査会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)選挙管理委員会事務局 (所在地)鴻巣市中央1-1(鴻巣市役所新館2階)
	(名称)総務部総務課 (所在地)鴻巣市中央1-1(鴻巣市役所新館2階)
	(名称)吹上支所地域グループ (所在地)鴻巣市吹上富士見1-1-1
	(名称)川里支所地域グループ (所在地)鴻巣市広田3141-1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	選挙人は選挙人名簿の登録に関し不服があるときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第24条に基づき異議の申出ができる。

個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/>
	政令第21条第7項に該当するファイル	<input checked="" type="checkbox"/>
	法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)	<input type="checkbox"/>
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報である旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受け る組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を受け る組織の名称及び 所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報 に関する提案を することができる 期間		
記録情報に条例要配慮個人情報 が含まれているときは、その旨		
備 考		